

## 世田谷区パートナーシップの宣誓の取組みについて

### 1 主旨

区は、基本計画において、「多様性の尊重」を分野別政策として掲げ、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティを理由に差別されることなく多様性を認め合い、人権の理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進に努めることとしている。

性的マイノリティの人権課題のなかでも同性間のパートナーシップに関しては、基本的に国の対応が必要であるが、国の動向や法的な措置を待たずに、区が行える対応について検討を進めてきた。

検討の結果、現段階において、当事者である区民の方々がいう、地域社会の一員として「存在を認めてほしい」ということへの対応として、区が同性カップルの気持ちを受け止めるため、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取組み」を実施する。

### 2 事業概要

同性カップルである区民がその自由な意思によるパートナーシップの宣誓を区長に対して行い、同性カップルの気持ちを区が受け止める取組みである。

- (1) 対象者 双方が20歳以上で区内に同一の住所を有するまたは、一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。
- (2) 受付 パートナーシップ宣誓書を区職員が受け取る。
- (3) 交付 パートナーシップ宣誓書の写しを交付する。

「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓書受領証」を参照

### 3 今後の予定

平成27年11月を目処に事業を実施する。

### 4 その他

「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン」は、基本計画との整合を図り策定することとしており、「多様性の尊重」がひとつの検討課題となっている。今後の取組みについては、当該計画の策定委員会(作業部会)等で検討を行う。

## 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区基本構想の理念に基づき、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざし、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

### (定義)

第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性を同じくする2人の者をいいます。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。

### (パートナーシップの宣誓)

第3条 パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル(次の要件を満たすものに限り、)が区職員の面前において住所、氏名及び日付を自ら記入したパートナーシップ宣誓書(様式1。以下「宣誓書」といいます。)を、当該区職員に提出することにより行うものとします。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 双方が区内に住所を有すること、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること。

2 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとします。

3 第1項の区職員は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。

4 前3項の規定にかかわらず、区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの共にする生活が公序良俗に反すると認めるときは、宣誓書の受領を行わないものとします。

### (宣誓書の写し等の交付)

第4条 前条第1項の区職員は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、收受印を表示した宣誓書の写しを交付するものとします。

2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証(様式2)を添付するものとします。

### (宣誓書の保存)

第5条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとします。ただし、パートナーシップの宣誓をした同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

### (委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化部長が別に定めます。

### 附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行します。



## パートナーシップ宣誓書受領証

ここにおふたりが、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、「パートナーシップの宣誓」をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支えあい歩まれる、お二人のご多幸を願います。

区は、世田谷区基本構想で、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざしています。

また、世田谷区基本計画では、人権の尊重として、性的マイノリティなどを理由に差別されることのないよう、人権意識の啓発や理解の促進をうたっています。

今後とも、おふたりが世田谷区でいきいきと活躍されることを期待いたします。

年 月 日

世田谷区長 保坂 展人（署名）